

内閣参質一八六第八六号

平成二十六年五月十三日

内閣総理大臣 安倍晋三

参議院議長 山崎正昭殿

参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に

対し、別紙答弁書を送付する。



参議院議員藤末健三君提出国立国会図書館のパブリック・ドメイン資料の積極的な活用に関する再質問に対する答弁書

一について

お尋ねの「近代デジタルライブラリーにおいて公開されているパブリック・ドメイン資料」の利用手続については、国立国会図書館において検討されるべきものであると考えており、現時点において、政府として「働きかけ」等を行うことは考えていない。なお、平成二十六年五月一日から、当該資料については、原則として、同館に対する申請等の手続を経ることなく「転載利用」することが可能となつていると承知している。

二について

政府として、民間企業の個別具体的の取組について見解を述べることは差し控えたい。

